

平成 30 年度地方公共団体の財政の健全化  
に関する法律に基づく資金不足比率  
審査意見書

神奈川県監査委員



地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 8 月 29 日付けで提出があった平成 30 年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、同比率に対する意見を合議により次のとおり決定した。

令和元年 10 月 4 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣

同 太 田 眞 晴

同 吉 川 知 恵 子

同 桐 生 秀 昭

同 松 崎 淳



## 第1 審査の対象

平成30年度決算に基づき、知事から提出された下表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。算定の基礎となる事項の概況は第4のとおりである。

事業会計	平成30年度 資金不足比率	参 考
		経営健全化基準
水道事業会計	—	20%
電気事業会計	—	
公営企業資金等運用事業会計	—	
相模川総合開発共同事業会計	—	
酒匂川総合開発事業会計	—	
流域下水道事業会計	—	

(注) 経営健全化基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条による。

## 第2 審査の内容

審査は、次の点に主眼をおいて行った。

- ① 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成され、それに基づく資金不足比率は正確であるか
- ② その他資金不足比率について意見書に記載すべきことはないか

## 第3 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について、水道事業会計において、流動負債の金額及び PFI 建設事業費等の金額<sup>(注)</sup> がそれぞれ 28,199,982 円過大となっていたものの、資金不足比率の算定には影響を及ぼさないものであった。このことを除き、同書類は適正に作成されており、それに基づく資金不足比率は正確なものと認められた。

いずれの会計も前年度と同様に資金不足が生じておらず、特に意見はない。

(注) PFI 建設事業費等の金額は、資金剰余額の算定に当たり、流動負債の金額から控除される金額である。

#### 第4 審査対象の概況

(百万円)

			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
水道 事業	分子	資金不足額 (資金剰余額)	— (20,845)	— (18,422)	— (20,878)	— (20,881)	— (18,850)
	分母	事業規模	50,805	50,533	50,498	50,716	50,595
	資金不足比率		—	—	—	—	—
電気 事業	分子	資金不足額 (資金剰余額)	— (20,366)	— (27,017)	— (27,636)	— (25,745)	— (17,073)
	分母	事業規模	7,600	7,601	7,630	7,718	7,593
	資金不足比率		—	—	—	—	—
等公 運営 用企 事業 資金	分子	資金不足額 (資金剰余額)	— (31,718)	— (29,081)	— (25,982)	— (24,173)	— (24,650)
	分母	事業規模	527	542	522	485	1,103
	資金不足比率		—	—	—	—	—
開相 発模 共川 同事 業合	分子	資金不足額 (資金剰余額)	— 0	— 0	— 0	— 0	— 0
	分母	事業規模	1,396	1,468	1,495	1,519	1,439
	資金不足比率		—	—	—	—	—
開酒 発匂 川事 業合	分子	資金不足額 (資金剰余額)	— 0	— 0	— 0	— 0	— 0
	分母	事業規模	1,013	1,081	1,092	1,094	1,166
	資金不足比率		—	—	—	—	—
事流 域下 水道 業	分子	資金不足額 (資金剰余額)	— (1,970)	— (2,187)	— (2,500)	— (2,360)	— (2,126)
	分母	事業規模	9,028	9,630	9,264	9,854	9,528
	資金不足比率		—	—	—	—	—